

放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金のご案内

1. 概要

この補助金は、保育所や認定こども園などの新築や建替えなどに併せて、放課後児童クラブを一体的に整備される場合に、保育所等の施設整備費の一部を県が支援するものです。

2. 事業期間

令和4年度から令和6年度までに実施される保育所等の整備が対象です。 ※申請は随時受付

3. 補助対象者

県内で保育所や認定こども園を設置されている社会福祉法人など

※ 本事業に伴い保育所等を新たに設置される社会福祉法人などを含みます

4. 補助要件

- ① 保育所等の整備について、市町村の補助事業（就学前教育・保育施設整備交付金（以下、「整備交付金」という。))の決定を受けていること
- ② 保育所等と併設して、放課後児童クラブを整備すること（改築・改修等を含みます）
- ③ 新たに放課後児童クラブを実施すること

【例1】 保育所の新築に併せて、同一建物内に放課後児童クラブを整備

【例2】 老朽化に伴う保育所の建替えに併せて、隣接する旧園舎を放課後児童クラブ用に改修

5. 補助対象経費

保育所等の施設整備に関する、次の経費が対象です。

- ① 市町村の補助事業（整備交付金）の上限額（基準額）を超えて支出する経費
- ② 市町村の補助事業（整備交付金）の対象とならない次の経費
 - ア. 駐車場、門、囲障、構内通路等の外構工事に係る経費
 - イ. 照明設備、空調設備、クローゼット等の設備の整備に要する経費
 - ウ. 備品類の購入に係る経費
 - エ. 園庭に整備する大型遊具に係る経費
 - オ. その他知事が適当と認める経費（土地の買収や整地、既存建物の買収、職員の宿舎に要する費用は対象となりません）

6. 補助金額

保育所の利用定員等に応じて、次の額を上限として補助金を交付します。

< 1事業当たりの補助上限額 >

市町村の補助事業（整備交付金）における事業者の負担割合に相当する額 の 1/2

【例】 利用定員 40名の保育所

$$\left(\frac{\text{事業者の負担割合に相当する額}}{\text{国の交付基礎額}} \div \frac{\text{国の負担割合}}{\text{事業者の負担割合}} \times \frac{1}{5} \right) \times 1/2 = \text{上限 15,690 千円}$$

※ 算出条件：国の負担割合=5.5/10、本体工事費のみ、事業者の負担割合に相当する額以上の経費を支出する場合

※ 事業者の負担割合に相当する額が不明な場合は、下記問い合わせ先までお気軽にお尋ねください。

7. 補助金に関する問い合わせ先

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課 子育て包括支援スタッフ
TEL:0852-22-6869 E-mail:kodomo-madoguchi@pref.shimane.lg.jp